

令和4年4月28日公開

令和4年5月9日更新（更新分は青色字）

令和4年5月12日更新（更新分は茶色字）

令和4年度ヘルスケア産業国際展開推進事業

公募に関するQ A

「2. 補助事業の概要」〔公募要領ページ2～〕について

質問) 加点項目の(ii) 国・地域にアジア（ミャンマーは対象外）とアフリカが列挙されているが、インドは公募の対象外か。

回答) ミャンマー以外に対象外の国はございません。インドはアジアに含めており、加点対象です。

質問) 現地の方に製品などを理解いただくためのセミナーは、本補助事業の対象の活動となるか。

回答) 公募要領2ページにあるように、セミナーの実施が主体となる事業は対象となりませんが、そのセミナーを通じて販路を拡大する等、事業化に向けた他の取組が主体となれば対象になりえます。

質問) 本補助事業終了後、すぐに事業化することが求められるのでしょうか。現地当局の承認等の関係から数年後に事業化となるような事業も応募を認められるのでしょうか。

回答) はい。事業の性格上、時間を要するものもあると認識しております。なお、本補助事業では本補助事業終了後、概ね数年以内に事業化となる計画を基本的な対象と考えております。

「3. 応募資格」〔公募要領ページ5～〕について

質問) 参加団体は、代表団体の関連会社（代表団体と他の会社との合併会社で、別法人）であっても問題ないでしょうか。

回答) 公募要領7ページにある資格要件を満たしていれば問題ありません。

質問) 事業責任者・総括事業執行者・副総括事業執行者及び事務管理責任者について、兼任はどの程度認められますか。

回答) 兼任は極力避けていただくようお願いしております。これは、御社が計画されている事業の推進・実施の外に、補助事業に係る経費証憑の管理・保存、補助事業に係る活動の報告（報告書の執筆、報告会への参加と報告）といった作業が多く発生するためです。一人の方に責任が集中してしまうと、その方が不在となった場合、本補助事業の実施継続が難しくなる可能性があります。そのため、兼任は避けていただくようお願いしております。なお、審査においては、実効性の高い体制が組まれているかという観点からも審査されます。

質問) 申請団体の総括事業執行者をタイ在住のタイ人が担当することは可能でしょうか。

回答) 公募要領 10 ページにある総括事業執行者の要件を満たしていれば、問題はありません。要件を今一度ご確認ください。

質問) 協力団体は、日本の会社である必要がありますか。

回答) 協力団体について、日本の会社である必要はありません。

質問) コンソーシアム形式での応募と一者単独での応募では、どちらが有利ですか。

回答) 公募要領 3 ページにあるように、個社単独での展開が困難な事業を、コンソーシアムを組むことで実施する場合などは、加点となる可能性があります。なお、加点を取得するために、いたずらにコンソーシアムを組成することは無意味ですので、その場合は加点対象とはなりません。コンソーシアムを組んで応募される場合は、コンソーシアムで取り組むことの意義や必要性を公募提案書にご記載ください。

質問) 事業責任者と総括事業執行者とを兼任させることは可能でしょうか。

回答) 兼任については推奨しておりません。審査においても、実効性の高い体制が組まれているかという観点から審査されます。

質問) 1. 3 - (1) 応募資格 (5 ページ) において、「ヘルスケア (医療・介護・健康) 事業の取組経験を有し、」とあります。弊社はプログラム医療機器を中核とするサービスの実用化 (臨床試験、情報システム構築等) の段階で、事業化 (顧客からの収入等) の実績は国内においてもまだありません。このような段階で応募はできますか。

回答) ご応募は可能です。ただし、審査基準にある「ア. (ウ) これまでに本事業に関連する実績、ノウハウ、人的ネットワーク (現地パートナーとの連携等) があるか」における実績やノウハウという点などにおいて、評価が低くなる可能性があります。

「4. 経費」(公募要領ページ 14～)について

質問) 業務委託契約で契約している者の人件費を計上する場合、業務委託契約により決められている日額単価から時間単価を算出する方法で計算してよろしいでしょうか。

回答) 業務委託契約において人件費における時間単価が明確な場合は、その数字を用いて人件費単価を計算・計上していただいても結構です。

質問) 被験者を募り、製品等のモニターを依頼し、その対価として現地企業 (外注先) が被験者に謝礼を支払うことを考えています。この場合、その謝礼金は、謝金として計上するべきでしょうか、それとも外注費として計上すべきでしょうか。

回答) 具体的な費用については、個別具体的に確認しないと対象経費になるか、対象経費にならないかを判断できませんが、本補助事業では治験や製品のモニターに参加する被験者等に対する謝礼として

の費用は、補助金経費の対象外としております。謝金はコンソーシアム外（又は申請団体外）の専門家の知見に対する対価としています。

質問) 旅費について、コロナの影響から、航空会社のホームページで検索しても航空代金が出てきません。とある旅行代理店のサイトでは、コロナ前（2年前）の約2倍の価格で航空運賃が記載されています。予算額書作成にあたっては、その高い運賃で予算計上をしてもよろしいでしょうか。

回答) 予算額書作成においては、現時点で確認できる運賃で予算の作成を行っていただいて構いません。なお、予算の執行（実際にフライトを手配する）段階においては、経済性の観点から見積もり合わせを実施していただきます。（必要な経費書類についての詳細は、後日配布する事務処理マニュアルをご確認ください。）

質問) ソフトウェアの新規開発は経費対象外でしょうか。

回答) 新規開発は対象外です。現地の仕様にローカライズする等のソフトウェアの改修については、対象となる可能性があります。改修に係る開発が主体となる事業は対象外です。

質問) 補助事業期間外（交付決定日より前）に締結された委託契約は補助対象経費外であるとのことであるが、同様の業務内容を委託する委託契約を補助事業期間内（交付決定日後）に締結した場合は補助事業対象経費となりますでしょうか。

回答) 補助事業期間内（交付決定日以降）に締結された契約であれば、本補助事業の対象経費として計上できる可能性があります。なお、納品、検収、請求、支払いまでが本補助事業期間で終了している必要があります。

質問) フライトチケットを取る際は相見積もりが必要か。

回答) 経済性の観点から相見積もりをお願いしております。詳しくは事務処理マニュアル（後日提供）をご覧ください。

質問) MEJからの補助金支払いは来年3月末とのことですが、それまでに代表団体から参加団体等への支払いは問題ないでしょうか。その場合、領収書等のコピーを取っておくことで良いですか。

回答) 補助事業対象経費は、補助事業期間（交付決定日から2023年3月3日まで）に支払われたものが原則対象となります。よって代表団体と参加団体との契約においても、支払いは2023年3月3日までに済ませていただく必要があります。なお、本補助事業の補助金は精算払い（2023年3月末）となります。領収書などの経費に関わる書類は、事務処理マニュアル（後日提供）に従い、要求された書類を保管いただきます。

質問) 治験の謝礼は補助対象経費(謝礼)に含まれますか。

回答) 対象とはなりません。謝金はコンソーシアム外の専門家の知見に対する対価という認識です。

質問) 交付決定後(事業開始後)に、支出計画の変更は認められるのか。

回答) 交付決定額の増額変更はできません(交付決定額が上限となります)。

支出計画内の流用には制限がありますが、認められる場合もあります。詳細は事務処理マニュアル(後日提供)をご覧ください。

質問) ソフトウェアの現地化等で、現地人材を採用する場合、何処までが補助対象となるのか。

回答) 具体的な内容を見ないと判断ができないため、公募提案書においては、その予定経費を予算として予算額書(様式第3)に盛り込んでいただき、交付申請の段階でその予算が本補助事業の対象経費となるか個別に判断させていただきます。なお、ソフトウェアの現地化に係る開発経費が主体(過半数)となる事業は対象外です。

質問) 応募時点で中小企業の基準に当てはまらないものが、交付申請・交付決定のタイミングでそれを満たしている場合、採択された場合の補助率はどうなりますか。

回答) 『(様式1)令和4年度ヘルスケア産業国際展開推進事業費補助金公募申請書』において「中小企業等(補助率2/3)」をご選択ください。

「7. 応募手続き」[公募要領ページ21~]について

質問) J グランツでの申請ができなかった場合はメールでの応募となりますが、その場合提出に必要な書類は同じでしょうか。

回答) ご提出いただく書類は、提出方法に関わりなく同じです。

「8. 審査・選定」[公募要領ページ23~]について

質問) 公募要領24ページに記載されている審査基準の「イ(イ)波及効果」ですが、イメージできるものがありません。公募要領に例示されているもの以外に具体例はありますか。

回答) 特に他の具体例はございません。御社が補助事業において実施する活動を通して得られた成果や成果物が、既に海外展開を果たしている、又は今後海外展開をしようとしているヘルスケア事業者に対し、どのような裨益があるか、どのような点で貢献できるかについてご記載ください。

質問) 公募要領24ページに記載されている審査基準の「ウ.費用対効果の妥当性」における「期待される効果、規模に見合う金額となっているか」についてですが、ROIのガイドライン等があれば教えてください。

回答) ガイドラインはございません。

質問) 加点項目の内容と目的と、審査においてどちらがより評価されるのか。

回答) 審査については、3 ページ以降にある加点項目と、24 ページの審査基準をご確認ください。配点の配分などについては公表しておりません。

質問) 参加企業の資格要件に「財務的健全性を有していること」とあるが、その判定基準はあるか。

回答) 特に明確な基準は設けておりません。参加団体の概要については、様式 4-5-1 及び 2 に記載をいただいております、その内容を確認しております。

公募申請書・公募提案書〔公募要領ページ 29～〕について

質問) 公募提案書の E-1, E-2, E-3 に『事業開始まで』及び『事業開始後』の表現がありますが、この『事業開始』とは公募要領 2 項 (2) の『事業構築に向けた取り組み』を行うことを『事業開始』と言うのか、それとも、『実際に事業を構築しビジネスを開始すること』を事業開始と言うのか、いずれでしょうか。

回答) 「事業」という言葉ですが、本補助事業の公募においては、「ビジネスの将来像、最終的に目指している活動」を意味しております。(公募提案書の用語説明(公募要領 30 ページ)を参照) によって、「事業開始」とは、御社が考えている最終的なビジネスモデルを実際に構築し、実際にビジネスを開始することとご理解ください。(ご質問にある後者の『実際に事業を構築しビジネスを開始すること』がこれに該当するかと思います。)

質問) 公募提案書の E-2.において開始まで(5 年程度を想定)とありますが、事業構築に 5 年程度かかるとの想定なのでしょうか。

回答) 本補助事業の対象事業としては、概ね数年以内に事業化がなされるような実証調査事業を想定しています。E-2 においては、目安として 5 年以内に事業を開始する想定でご記載ください。

質問) 公募提案書の E-2 に※収支計画表は記入例を参考とありますが、収支計画表の記入例はどこにありますか

回答) この収支計画(E-2.,E-3.)は自由記述となっておりますが、どのように収支計画を書けばよいかを示すために、記入例として収支計画の「表」を記載しております(各項目に記載してある表が「記入例」となります)。

質問) 公募提案書の E-2 について、この場合、E-2 の収支計画表は代表団体の収支計画を記入すればよろしいでしょうか。(コンソーシアム形式で応募予定)

回答) E-2 (事業開始まで)の収支計画表は、貴コンソーシアムが構築しようとしている本事業に係る収支計画をご記載ください。事業に係る収支計画(予測)をご記載ください。

質問) 予算額表には代表団体、参加団体それぞれで発生する費用を計上していますが、助成期間中はそれぞれで負担し、補助金の支払い後、それぞれの団体に配分して清算するという計画で問題ありませんか。

回答) 本補助事業は精算払いとなります。代表団体については、本補助事業期間終了（2023年3月3日）後の経費をMEJにご報告いただき、MEJがその報告をもとに確定検査（補助対経費を確認）を行い、2023年3月末に補助金をお支払いするという流れになります。次に参加団体ですが、交付決定後、参加団体は代表団体と委託契約を結び、それをもとに参加団体は活動を行います。参加団体の活動終了後、かつ補助事業期間内（2023年3月3日までに期間）に参加団体は委託契約に係る経費を代表団体に報告（実績報告）を行い、代表団体はこれをもとに確定検査を行い、3月3日までに委託費を参加団体に払うこととなります。（よって補助金受け取り後に配分するという流れではありませんのでご注意ください。）

質問) 公募提案書のE-3について、事業開始後の収支計画も代表団体の収支計画を記入すればよろしいですか。販売は参加団体が担当しますので、全体の事業収入を記入する必要がある場合はコンソーシアム全体の収支計画が必要となります。

回答) E-3（事業開始後）の収支計画表は、貴コンソーシアムが構築しようとしている本事業に係る収支計画をご記載ください。

質問) 公募提案書のEで記載する収支計画は、会社全体でしょうか。それとも今回提案する新規事業だけを抽出したもので記載すればよろしいでしょうか。また、支出については、会社の一般管理費も計上しての収支計画ということでよろしいでしょうか。

回答) 収支計画については、本補助事業で実現しようとする事業についての収支をご記載ください。また、支出については、一般管理費を計上していただいて構いません。事業における収支を明確にして記載願います。

質問) 公募提案書の「C-2.事業の詳細・事業スキーム等」に記載するスキーム図は、本年度事業におけるスキーム図ではなく、将来的なビジネススキーム図を描くという理解で良いでしょうか

回答) 事業スキーム図は、本年度の補助事業活動におけるスキーム図ではなく、将来的なビジネス像、最終的に目指している活動・事業におけるビジネススキーム図を記載ください。

質問) 参加団体が直接的に事業のスキームに関わらない場合（事業スキーム構築のためのサポートがメイン）、参加団体は、公募提案書の「C-2.事業の詳細・事業スキーム等」のスキーム図に現れなくても良いのでしょうか。

回答) 最終的な事業のなかで参加団体が登場しない可能性がある場合においても（上記の場合においても）、参加団体が事業化までにどのようにビジネスに関与するのかを示すべくスキーム図に載せるようにしてください。

質問) 補助事業終了と同時に事業開始となる場合、公募提案書の「E-2.事業開始までの収支計画」の記載は不要でしょうか。

回答) 補助事業終了後、すぐに事業化となる場合は、E-2（事業開始までの収支計画）の記載は不要です。ただし、記載漏れであるとの誤認を防ぐため、「補助事業終了時点で本事業は事業化となるため、E-2（事業開始までの収支計画）は記載していません」などの記載をお願いいたします。